

滋賀県健康福祉サービス第三者評価調査者継続研修開催要項

- 1 目的
滋賀県健康福祉サービス評価システムにおける第三者評価機関の評価調査者養成研修修了者の資質向上を図ることを目的として開催します。
- 2 日程
令和7年11月7日（金）
 - ・ 事前学習資料はメールにて送付する予定です（紙資料の郵送が必要な場合は別途ご相談ください。11月7日は紙の資料を当日お渡しする予定です。）。
- 3 研修内容
別紙プログラムのとおり
 - ・ 研修受講後に事前学習の内容も含めてレポートを提出していただきます。
- 4 募集定員
15名
- 5 受講対象者
滋賀県健康福祉サービス第三者評価調査者名簿に掲載されている方のうち、評価調査者養成研修または継続研修を令和3年度以後に修了された方を対象とします。
なお、評価調査者養成研修または継続研修を修了した翌年度以降3年の間、評価実績のない見込みの方は、本研修ではなく評価調査者養成研修を再度受講してください。
- 6 受講者の決定
参加申込者が定員を超える場合は、各第三者評価機関の推薦順位により受講者を決定し、各第三者評価機関あてに通知をします。
- 7 修了の条件
 - ・ 継続研修の全日程を受講し、所定のカリキュラムを修了した受講者に、後日修了証を交付します。
 - ・ 日程の一部を欠席（遅刻も含む）、または必要なレポートの提出がない場合等は、修了証は交付しません。
- 8 受講申込方法等
第三者評価機関が、受講予定者を取りまとめのうえ、受講申込を行ってください。
 - 申込期間
令和7年9月2日（火）から10月20日（月）まで
 - 申請書類
 - ・ 令和7年度滋賀県健康福祉サービス評価調査者継続研修受講申込書（様式第4号）
 - ・ 滋賀県健康福祉サービス評価調査者継続研修受講申込者調書（様式第5号）

○ 申込方法

・締め切り日（10月17日（金））の消印有効

・持参の場合

受付場所 下記の「申込先」のとおり

受付時間 9:00～16:30（土日・祝日除く）

○ 受講料

1,500円

・納入方法は受講決定の通知に記載します。

・受講料を納期限までに納付されない場合は修了できません。

・受講料納入後の返還はいたしません。

9 レポートについて

○ 課題

・「第三者評価に取り組んで感じたこと」

実際に評価調査者として取り組んだ経験と本研修で学んだことを踏まえ、調査方法に改善が必要と感じた点などを中心に、800字程度で記入してください。また、事前学習資料を読んだ内容の要約についても500字程度で記入してください。

○ 提出期限

令和8年1月5日（月）17時必着

10 個人情報の取り扱い

申請書類に記載の個人情報は、「滋賀県個人情報保護条例」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づいて、本研修の実施用途のみに使用します。

11 その他

災害や感染症等の状況によっては、延期の可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

○ 申込・問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 指導監査係（県庁新館3階）

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

電 話 077-528-3516

FAX 077-528-4850